

鯨ヶ沢町男女共同参画推進プラン

～ 尊重・参画・連携協働による

良好な関係構築をめざして ～



鯨ヶ沢町

平成24年3月

男女共同参画社会形成の実現をめざして

世界的な動きや国内情勢はもとより、当町においても、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化、価値観の多様化など、地域の社会経済情勢が急速に変化している中で、誰もが性別にとらわれることなく、互いにその人権を尊重し合い、個性や能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現は、喫緊の課題として位置づけられています。

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を施行し、地方自治体の責務として男女共同参画の推進を明文化するとともに、平成12年12月には「男女共同参画基本計画」を策定し、その取組を推進してきたところです。また、平成14年4月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が完全施行となり、男女共同参画社会の実現に向けた制度面での環境が整備されてきています。

「鱒ヶ沢町男女共同参画推進プラン」は、このような動きや現状を踏まえ、鱒ヶ沢町民の誰もがいきいきと個性と能力を十分に発揮できる住みよい町にしていこうという思いを込め策定したものです。

基本目標として掲げた「尊重・参画・連携協働による良好な関係構築をめざして」の趣旨をご理解いただくために、今後、本プランの普及と推進に努めてまいります。その実現のためには、町民の皆様のご尽力が何よりも重要です。町民一人ひとりが主体的に行動することの必要性をご理解いただき、身近なところから男女共同参画を意識し、学習し、実践することこそが、その実現に向けての最大の推進力となるという信念のもと、積極的なご参画とご協力をお願い申し上げます。

平成24年3月

鱒ヶ沢町長 東條 昭彦

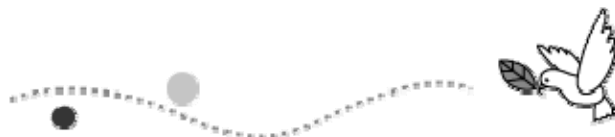
目 次

第1章 プランの基本的な考え方	1
プラン策定の背景と趣旨	1
プランの性格	1
プランの期間	1
第2章 基本構想	2
基本理念等	2
基本的視点	2
プランの体系	4
第3章 プランの内容	5
重点目標Ⅰ 男女共同参画社会実現に向けた意識の向上	5
主要施策1 社会制度、慣行の見直しと意識改革	5
主要施策2 教育、学習機会の充実	7
重点目標Ⅱ 家庭・地域活動における男女共同参画の実現	9
主要施策1 家庭生活における男女共同参画の促進	9
主要施策2 家庭と仕事の両立支援	11
主要施策3 地域活動等への参加促進	13

重点目標Ⅲ 職場等における男女共同参画の実現	14
主要施策1 政策方針や意志決定の場への男女共同参画の推進	14
主要施策2 職場における男女共同参画の促進	16
主要施策3 自営農林漁業等における男女共同参画の促進	18

◆ 資 料 ◆

用語説明	19
鱒ヶ沢町男女共同参画推進プラン策定専門部会設置要綱	20
鱒ヶ沢町男女共同参画推進プラン 策定専門部会及び策定担当者委員会名簿	22
鱒ヶ沢町男女共同参画推進プラン策定の流れ	23



第1章 プランの基本的な考え方（プランの策定にあたって）

1 プラン策定の背景と趣旨

鱒ヶ沢町民の誰もがその人らしく、誇りと自信を持ち、いきいきとこの地で暮らすことができるよう、男女の性差の違いを超え、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、より良い地域づくりを目指す上で重要な目標・課題となってきています。

一方では、近年、性犯罪、児童売春、*DV（ドメスティックバイオレンス）、*セクハラ（セクシャルハラスメント）などの事件が多発し、特に女性に対する人権侵害が大きな社会問題となっています。また、当町においては、少子化の進行により、子育てを取り巻く環境の改善が重要となってきており、地域課題としてその対応が今まで以上に求められています。

「鱒ヶ沢町男女共同参画推進プラン」（以下、「本プラン」という。）は、こうした社会状況の変化や当町の地域特性を踏まえ、男女共同参画による活力ある地域社会を形成するために策定したものです。

2 プランの性格

（1）本プランは、当町における男女共同参画社会実現に向けた基本方針を示したものです。

（2）本プランは、地域の特性を十分に踏まえるとともに、国や青森県が示すプランの方向との整合性に留意し策定したものです。

3 プランの期間

本プランの期間は、平成24年度（2012年度）を初年度として、平成33年度（2021年度）までの10年間とします。

第2章 基本構想

1 基本理念等

当町が目指す男女共同参画社会を実現するために、「誰もがかけがえのない一人の人間として尊重され、あらゆる場面・機会において自分の個性や能力を積極的に発揮し、ともに喜びも責任も分かち合っていくことができる地域社会の形成を目指す」ことを本プランの基本理念として掲げ、また、基本目標（スローガン）を「尊重・参画・連携協働による良好な関係構築をめざして」とし、これを「人権の尊重」「参画機会の平等」「連携協働（パートナーシップ）の確立」の3つの基本的視点から補完するものです。

2 基本的視点

（1）人権の尊重

男女共同参画社会は、基本的人権の尊重と男女平等の実現を前提としています。しかし、地域社会においては、歴史的・文化的につくられた性差（※ジェンダー）が存在し、個人の生き方の幅を狭めていることが指摘されています。性別にとらわれることなく、すべての人が、かけがえのない一人の人間として、自らの意志で自分らしく生きるための権利を尊重する必要があります。

（2）参画機会の平等

男女共同参画社会を実現するためには、誰もが自らの意識と能力を高め、取り巻く課題を見過ごさず、解決する力を自ら養うことが重要です。

その上で、次の段階としては、社会的な方針決定（行政分野の政策施策、※コミュニティ・地域づくりの方針等）の過程や場面への参画等を促し、政治的・経済的・文化的なあらゆる分野での男女の参画機会の平等を実現していく必要があります。

(3) 連携協働（パートナーシップ）の確立

連携協働（パートナーシップ）とは対等な協力関係を指します。男女間にとどまらず、高齢者と若者、住民と行政など様々な立場で連携することによって、個人の自己実現と、より成熟した地域社会の形成、それが男女共同参画社会の実現に結びつきます。政治・行政・経済・地域・学校・職場等あらゆる分野における連携協働の確立に向けて、すべての町民がその実現に努める必要があります。



3 プランの体系

基本理念

誰もがかけがえのない一人の人間として尊重され、あらゆる場面・機会において自分の個性や能力を積極的に発揮し、ともに喜びも責任も分かち合っていくことができる地域社会の形成を目指します。

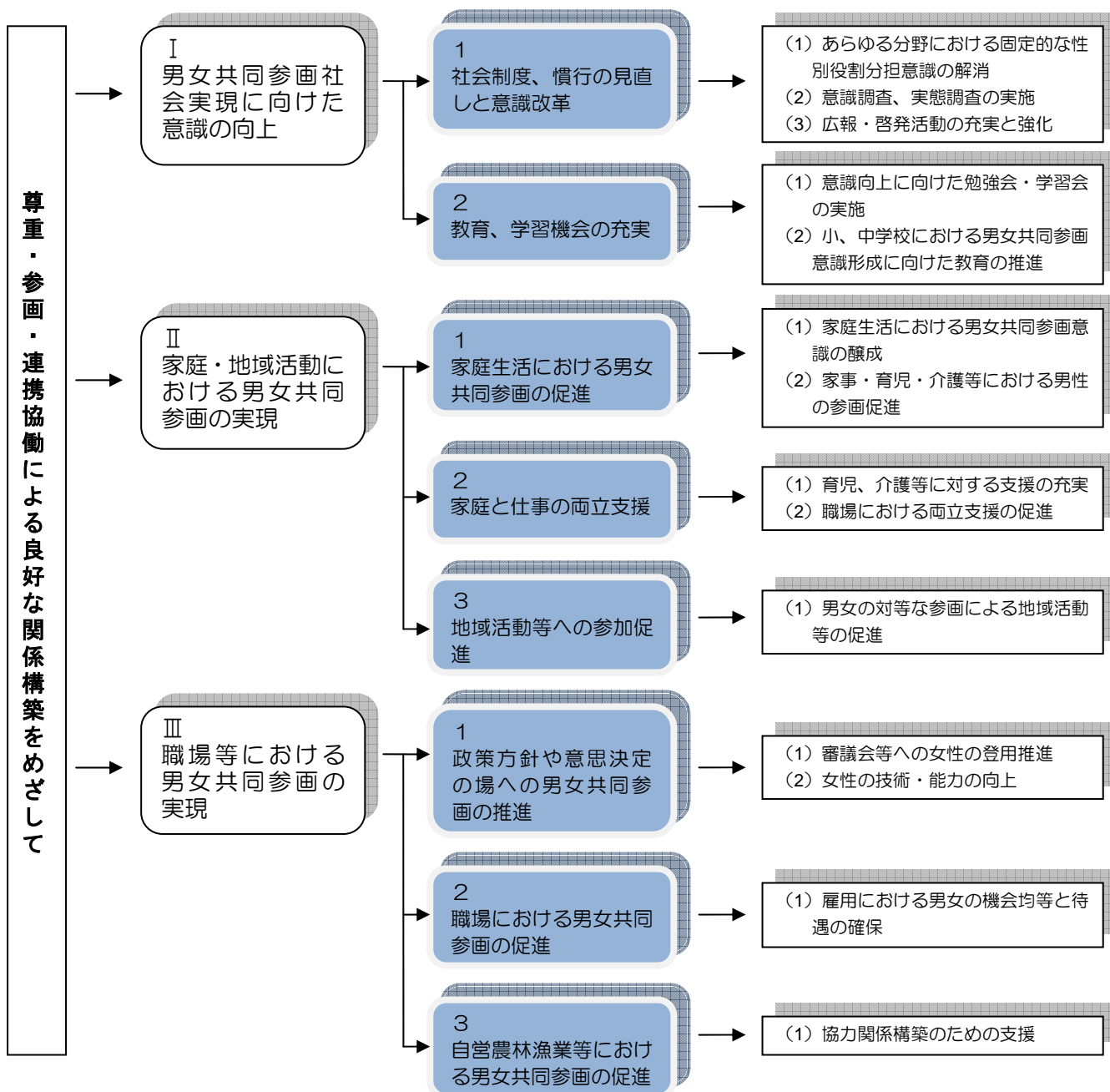


《基本目標》

《重点目標》

《主要施策》

《施策の方向》



第3章 プランの内容（重点目標及び主要施策等）

重点目標Ⅰ 男女共同参画社会実現に向けた意識の向上

すべての町民が、性別による差別や固定的な役割の強制を排除し、社会のあらゆる分野や場面に関わり、それぞれの能力を発揮できる社会を実現するためには、男女ともにお互いの力を認め合い、尊重し合うことが大切です。

しかし、「男は仕事、女は家庭」などといった固定的な性別役割分担は、無意識のうちに慣習やしきたりとして根強く地域社会に浸透していることから、男女共同参画意識を高め、その解消に向けたアクションが求められています。

男女共同参画の意識を高めるためには、情報提供や普及活動を幅広く継続的に行うとともに、子どもたちに対する教育をはじめ、家庭、学校、地域など各单位における綿密な学習機会の提供が求められています。

主要施策1 社会制度、慣行の見直しと意識改革

【現状と課題】

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といったような考え方は、時代とともに変わりつつあるものの、一般的にはいまだ根強く残っている状況にあります。

このような考え方は、意欲の低下や能力発揮の可能性を失わせ、当町が目指す、男女がともに人権を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の妨げにもなりかねません。

男女共同参画社会実現のためには、このような家庭、地域、職場等での慣習やしきたりの中に残る、固定的かつ無意識のうちに働いている性別役割分担意識に町民自身が気付き、それを見直すことが必要です。



【施策の方向】

(1) あらゆる分野における固定的な性別役割分担意識の解消

具体的な取組	内 容
①慣習、しきたりなどの見直しの啓発	家庭生活や就労環境の見直し等の地域活動を通じて、問題点や改善策を洗い出すほか、特に男性への学習機会を確保し、慣習やしきたりの見直しに努めます。
②男女共同参画社会に向けたリーダー育成	さまざまな分野で活躍が期待できる人材の育成を目指し、各種養成講座等への参加を促すとともに、先進地の事例や交流等を通じてリーダーとしての資質向上と意識醸成に努めます。

(2) 意識調査、実態調査の実施

具体的な取組	内 容
①実態を把握するための意識調査の実施	男女共同参画に関する実態を把握し、関係する施策の進捗状況と取組の成果を確認し、基礎資料として活用するため、町民を対象とした意識調査を実施します。

(3) 広報・啓発活動の充実と強化

具体的な取組	内 容
①男女共同参画に関する先進的な取組等の情報提供	国や県、他市町村の先進的な取組や事例などの情報収集を行い、その提供に努めます。
②町広報紙などの男女平等の視点に立つ表現の点検及び見直し	町が発行する広報紙やチラシ等の掲載内容について、性別による差別や偏見をなくした表現をするように努めます。

主要施策2 教育、学習機会の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成には、すべての人が性別に関わりなく、一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮できることが重要となります。また、男女共同参画社会の実現に向けて、国や県では法律や制度の整備が進められてきました。

しかし、慣習やしきたりなどが阻害原因となり、男女共同参画に対する市民の理解度、普及度はいまだ低位にあると思われます。

市民一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会づくりを進めるためには、性別の違いだけでその役割を区別する固定的な役割分担意識などの慣行を見直し、学校、家庭、地域等において男女共同参画を推進する教育、学習機会の充実を図り、男女共同参画の理念を正しくかつ広範に浸透させる必要があります。

また、家庭や地域の中で見受けられる固定的な性別役割分担意識は、日常生活の中にいまだ根強く残っています。性差による差別は、幼い頃からの生活の中で気づかないうちに意識に組み込まれてしまいます。差別は、かけがえのない人間の尊さを守るために取り除かなくてはなりません。

特に、将来の社会を担う子どもたちが成長する過程においては、学校教育の中で、子ども一人ひとりの人権を尊重し、相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなど、男女共同参画の視点に立った教育活動を進めるとともに、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に伸ばし、豊かな人間性を育むことができる学習、教育機会が求められています。



【施策の方向】

(1) 意識向上に向けた勉強会・学習会の実施

具体的な取組	内 容
①講演会等の開催	男女共同参画社会に対する理解醸成のため、講演会、学習会の開催等、定期的な学習機会の創出に努めます。
②女性に対する暴力を防ぐための啓発活動の実施	男女間におけるあらゆる暴力に関する相談体制を整備して、被害者・加害者が相談しやすい環境づくりに努めるとともに、適切に救済・支援が受けられるよう、関係機関との連携体制を構築するほか、DV、セクハラ等の早期発見・早期対策に努めます。また、この問題に対する社会的認識を高めるための情報提供を行います。

(2) 小、中学校における男女共同参画意識形成に向けた教育の推進

具体的な取組	内 容
①学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none">・ 学習指導、進路指導、教職員の考え方など、学校生活全般において男女共同参画教育の推進を図ります（保育所含む）。・ 特に、人権に関する教育、性教育、道徳教育などの充実を図り、全教育課程を通して、個人を尊重し、協力して生きていく力を身につける教育に努めます。・ 教職員・保育士に対し、人権尊重の啓発活動を行い、また男女共同参画に関する学習機会の提供に努めます。
②男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	家庭は、子どもの人格形成に最も影響を及ぼす場であることから、男女共同参画意識に根ざした家庭教育の充実を図ります。

重点目標Ⅱ 家庭・地域活動における男女共同参画の実現

性別による固定的な役割分担意識が特に強く残っている家庭生活においては、女性が家事や育児、介護などの大部分を担っていると思われます。このため、結婚や妊娠、出産を機に、仕事と家庭の両立に悩み、離職するケースも少なくありません。

一方で、男性においても、仕事が多忙で育児等ができない、また、意識の上で育児等に消極的であるといった問題が浮き彫りとなっています。

さらに、国内はもとより当町においても、少子高齢化の進行、核家族化など家族形態が多様化しており、育児や介護等を担当する多くの女性にとって負担感が増している状況にあるようです。

この状況に加え、経済の低迷や生き方の変化とともに働く女性が増えていることから、家庭生活における男性の役割は大きく、互いに協力して育児や介護等に取り組む必要があります。

また、地域活動において男女共同参画を進めるためには、男性の意識改革が必要であり、地域の様々な活動に参加できる環境づくりが必要です。

主要施策1 家庭生活における男女共同参画の促進



【現状と課題】

当町においても、年代によって違いはあるものの、昔からの習慣やしきたりにより、家事・育児・介護など家庭生活のほとんどを女性が担っている状況にあります。

これは、同じく習慣やしきたりにより、男性は仕事中心の生活にあるため家庭生活への参画が難しいなどの原因があるようです。

その結果、生活する上での問題や悩みを抱えても相談できずに、子どもや高齢者の虐待に発展するケースも多く、全国的にも社会問題となっています。

このような状況を改善し、豊かで安定した家庭生活を送るために、男女が責任を共有・分担し、家族が協力して家事・育児・介護等に参画できる関係の構築が必要です。

【施策の方向】

(1) 家庭生活における男女共同参画意識の醸成

具体的な取組	内 容
①家庭内での男女平等意識づくりの促進	町民一人ひとりが男女共同参画に関心を持ち、身近に問題が潜んでいることを認識するため、各種講演会や、町が発行する広報紙等を活用し、男女が互いに協力して家庭生活を行うことの必要性・重要性についての意識づくりに努めます。
②女性の多様な生き方への理解促進	価値観の多様化により、離婚の増加など急増するひとり親家庭（特に母子家庭）については、経済的自立や家事、子育て支援など、安定かつ自立に向けた福祉サービスの充実を検討します。また、固定観念にとらわれることなく、女性の多様な生き方についての理解促進に努めます。

(2) 家事・育児・介護等における男性の参画促進

具体的な取組	内 容
①男性の家事・育児・介護等への参画促進	家事・育児・介護等は女性の役割であるという考え方を改め、男女がともに家族の一員として、お互いに責任を果たすことができるような働き方、就業条件の整備、環境づくりに努めます。
②家事・育児・介護等における学習機会の提供	男性が主体的に家事・育児・介護等に関わり、また、男性の家庭生活における自立のため、生活知識や育児、介護の技術向上を目的とした学習会等を休日開催するなど、男性の家庭生活への参画促進に努めます。

主要施策2 家庭と仕事の両立支援

【現状と課題】

一般的に浸透する性別役割分担意識により、昔から家事・育児・介護等は女性の役割とされてきました。その結果、女性は家庭と仕事の両立に悩み、その能力を十分に活かす機会を得られない場合が多くあります。一方で、男性には仕事中心の生活が求められ、家庭生活に積極的に関わる機会を得られずにいました。

男女がともに家庭・地域社会における責任を果たしながら、それぞれに職業生活を続けることは、自立と生きがいを持った生活を送ることにつながります。

これまで町では、男性の家庭生活等への参画を促す啓発活動や、各個別計画に基づいた子育てや介護等福祉サービスの充実に努めてきましたが、今後は※ワーク・ライフ・バランスの保持も視野に入れ、男女がともに豊かな家庭生活を築くことのできる取組を推進する必要があります。

【施策の方向】



(1) 育児、介護等に対する支援の充実

具体的な取組	内 容
①保育サービスの充実	町民の多様な育児ニーズに対応するため、一時預かり保育や夜間保育、病後児保育などの特別保育のサービスの提供に努めます。
②子育て支援事業の普及と利用促進	安心して子どもを産み育てることができるよう、男女とも育児休業取得が容易な環境づくりはもとより、家庭教育や経済的支援に係る各種子育てサポート事業の普及と利用促進を図ることで、地域全体で子育て支援の充実に努めます。

具体的な取組	内 容
③家族介護者への支援の充実	介護負担が女性に集中することなく、地域社会全体で高齢者や障害者の介護を支えていくために、介護保険制度や障害者支援の関係制度を活用し、介護サービスと家族介護者支援の充実に努めます。

(2) 職場における両立支援の促進

具体的な取組	内 容
①育児休業・介護休暇等制度の周知と取得促進	相互連携のもと、事業主や就労者へ、育児休業・介護休暇等制度の周知を行うとともに、休暇等を取得しやすい環境づくりの促進に努めます。



主要施策3 地域活動等への参加促進

【現状と課題】

わたしたちが安全で快適な地域社会を築いていくためには、男女がともに地域活動に参加し、それぞれの視点から価値観を反映させていくことが重要です。しかし現状では、町内会等の地域活動が行われても、若年層や女性の参加は少なく、ほとんどが男性という傾向にあります。

この現状を変えていくためには、地域活動の意義や重要性を理解し、男女ともに、これに積極的に参加するという心構えが必要です。

まずは、多くの人々が町内会やボランティア等の活動を積極的に行い、男女がともに地域活動へ参加しやすい環境づくりを推進する必要があります。



【施策の方向】

(1) 男女の対等な参画による地域活動等の促進

具体的な取組	内 容
①地域活動等における参画の促進	<ul style="list-style-type: none">・地域社会において、男女がともにボランティア活動や、生活に密着した活動等を行うことのできる条件を整え、地域社会で自らの能力を発揮できる環境づくりに努めます。・地域活動をより幅広く充実したものにするため、交流活動の推進やネットワークの構築を図ります。
②参加しやすい事業等の計画立案	地域活動のリーダーを養成するためのリーダー養成講座や、能力開発、人材育成を目的とした人材育成講座などの学習機会を提供するほか、住民の社会参加を推進するための講演会などを開催し、意識啓発と参加を促す事業等の計画立案に工夫を凝らします。

重点目標Ⅲ 職場等における男女共同参画の実現

男女共同参画社会の実現においては、就業は経済的な自立を図る上でも、また、社会における「個」の確立を図る上でも、とても重要な意味をもっています。

就労環境は「男女雇用機会均等法」の施行により大きく改善されてきましたが、実際の運用については十分とはいえない状況にあり、採用・賃金・昇給・昇格などにおいて男女の差は依然として残っているのが現状です。

また、以前と比較し、女性の社会進出が進んでいる今日においても、家事・育児・介護は女性が大半を担い、「男性が決定を下す」という家族形態はもとより、地域、職場でもそういった考えが残っています。また、女性が職業に就くことについては、肯定的な意見が多いにもかかわらず、「結婚」、「家事・育児の専念」または「家事・育児の両立が困難」などにより、就業しても離職するケースが多く、より積極的な家族の協力や子育て後の再就職・再雇用制度の充実が求められています。さらに、育児・介護休業法が制度化されたものの、実際には取得が困難か、または女性の取得に偏っている状況も見受けられます。

主要施策1 政策方針や意思決定の場への男女共同参画の推進

【現状と課題】

今日、女性の社会進出が進み、当町においても女性グループの中にはリーダー的役割を担う女性が存在します。

しかし、政治や行政などの公的分野や、各種企業・団体等においても、政策方針や意思決定の場への女性の参画はごく稀で、女性がリーダーを務めることに対して、女性自身が消極的であり、また男性がリーダーを務めることが慣習的になっているなど、未だ性別役割分担意識が根強く残っています。

このような現状は子どもや若い世代にも影響を与え、それぞれの能力を高め合うことの障害になると考えられます。女性自身が発言する能力や知識を高め、様々な社会活動に参加・参画し、自らの意見を社会に反映させられる力をつけるとともに、男性

がそれを抵抗なく受け止め、フォローする意識をもつことが重要です。そして、社会における制度や慣習・慣行を見直し、男女がともに責任を担い、参画できる環境を整備していく必要があります。



【施策の方向】

(1) 審議会等への女性の登用推進

具体的な取組	内 容
①町が設置する審議会等における女性委員の割合向上	女性の意見や価値観が十分に反映されるよう、町が設置する審議会等への女性の参画割合を高める取組を推進します。また、男女ともにまちづくり分野への関心を高め、参画を促進するための広報活動や学習機会等を提供します。
②女性の人材情報の収集等ネットワークづくり	女性の能力開発、自己実現に向けての学習機会の提供はもとより、女性組織のネットワークの充実による人材情報の集約や人材の掘り起こし、育成に努めます。

(2) 女性の技術・能力の向上

具体的な取組	内 容
①技術及び能力の向上	自分らしく働くための知識や技能を身につけ、勤労意欲や能力を向上させるための学習機会の提供に努めます。また、就業・仕事に関する情報を収集提供し、就業促進に努めます。

主要施策2 職場における男女共同参画の促進

【現状と課題】

＊ライフスタイル、就業形態の変化に伴い、どのような場面においても労働と責任を分担していくことは、男女のそれぞれの自立や、個性を發揮しながらともに生活し家族を形成する上で、非常に重要な要素となっています。また、近年、地域との関わりが希薄化する中で、母親から子どもへ、介護者から被介護者への虐待、倒産やリストラによる自殺者の増加なども問題となっています。

こうしたことから、能力を十分に發揮でき、それが正当に評価される職場環境の整備が必要です。さらに、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、様々な働き方が求められていることから、それぞれの働き方に応じた処遇や条件を整備していくこともあわせて必要となります。

男女共同参画を職場に浸透させるためには、なにより生活基盤の核となる家庭の理解・協力、子育て環境等の整備が重要な条件となります。そして、事業主に対する法制度等の周知と遵守、各種制度利用に対する周囲の理解と協力、就職支援や職能訓練などの推進が必要となっています。

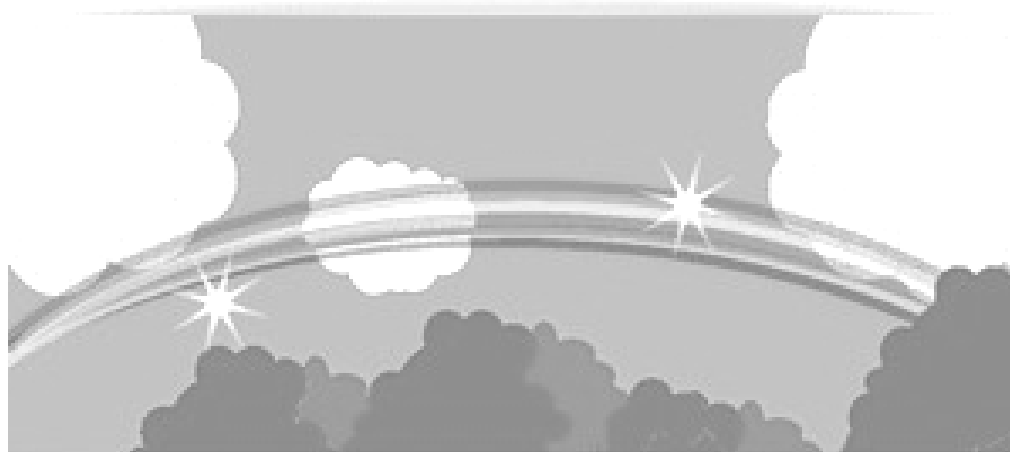


【施策の方向】

(1) 雇用における男女の機会均等と待遇の確保

具体的な取組	内 容
①企業・団体等における理解促進	男女双方に対する差別の禁止、妊娠、出産等を理由とする不利益な取り扱いの禁止などを定めた労働基準法や男女雇用機会均等法の遵守に係る啓発に努め、女性の能力が正しく認められ、働きやすい環境の整備を進めるための方策について検討します。

具体的な取組	内 容
②女性の就業機会拡大等の促進	女性の就業機会の拡大や再雇用の促進のため、関係機関と連携して産前産後休暇や育児休業制度、介護休暇制度など、各種制度の普及、啓発に努めます。また、女性の能力と適性を正しく評価するとともに、管理職等重要な役職への登用を啓発します。
③労働環境の点検及び見直しの啓発	それぞれのライフスタイルにあった働き方が選択できるよう労働環境を常に点検し、*フレックスタイム制、短時間労働等多様な働き方を模索するなどの見直しの啓発を図ります。



主要施策3 自営農林漁業等における男女共同参画の促進

【現状と課題】

当町における農林漁業や商業等自営業のうち、従事者の相当数を女性が占めていると予想されますが、その貢献度は非常に大きいものであるにもかかわらず、家庭や地域における慣習、固定的な性別役割分担意識により、正當に評価されているとはいえません。女性が生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしている場合でも、経営や事業運営の方針決定等は男性中心に行われることが多く、女性の果たす役割が正しく認識・評価されていないのが現状です。

今後は、家族経営協定の締結などにより家族従事者である一方、仕事の貢献に対する正當な評価や、意思決定の場への参画を促進する必要があります。



【施策の方向】

(1) 協力関係構築のための支援

具体的な取組	内容
①家族経営協定の締結促進	農林漁業及び商業等自営業分野における労働時間、休日、休暇や報酬などを家族全員で話し合い、かつ明確にして、ルール・協定として締結する、家族経営協定を一層促進し、役割と責任の明確化による共同意識の醸成と良好な家庭環境づくりの推進に努めます。
②積極的な経営参画の促進	農林漁業及び商業等自営業分野における家族従事者などの仕事の貢献に対する正當な評価はもとより、意思決定等積極的な経営参画の促進に努めます。

資料

用語説明

用語	説明
DV(ドメスティックバイオレンス)	《 domestic violence 》 家庭内における暴力行為のことですが、特に、夫や恋人など近しい関係にある男性から女性への暴力を指しています。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含まれます。
セクハラ(セクシャルハラスメント)	性的いやがらせのことです。特に、職場などで男性から女性に対して、または女性から男性に対して行われる性的、差別的な言動をいいます。
性差(ジェンダー)	社会的、文化的に形成される男女の差異のことです。男らしさ、女らしさといった言葉で表現されるもので、生物上の雌雄を示すセックスと区別されます。
コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会のことで、町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体をさします。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることをさします。
ライフスタイル	生活の様式・営み方や、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方をいいます。
フレックスタイム制	定められた1日あたりの労働時間に基づき、入社・退社時間を各自の裁量にゆだねる勤務制度のことをいいます。



『鱒ヶ沢町男女共同参画推進プラン』策定専門部会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会推進の指針となる『鱒ヶ沢町男女共同参画推進プラン』の策定業務を円滑かつ効果的に進めるため、『鱒ヶ沢町男女共同参画推進プラン策定専門部会』(以下「専門部会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 専門部会は、別表に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(任務)

第3条 専門部会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 計画(案)作成に関すること。
- (2) その他目的を達成するため必要な事項に関すること。

(会議)

第4条 専門部会は、必要に応じ政策推進課長が招集し、政策推進課長が議長となる。

2 政策推進課長は、必要があると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め意見及び説明を求めることができる。

(策定担当者委員会)

第5条 専門部会は、専門部会内に策定担当者委員会を設け、計画(案)に対する意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 専門部会の事務局は、政策推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

別表（第2条関係）

総務課長、政策推進課長、産業振興課長、健康福祉課長、教育課長



■ 鱒ヶ沢町男女共同参画推進プラン策定専門部会 名簿

職 名	氏 名
総務課長	工 藤 茂 則
政策推進課長	平 田 衛
産業振興課長	加 藤 隆 之
健康福祉課長	小笠原 忠
教育課長	今 一 仁

■ 鱒ヶ沢町男女共同参画推進プラン策定担当者委員会 名簿

課 名	職 名	氏 名
総務課	人事班副主幹	長谷川 匡 寛
産業振興課	観光商工班長	神 哲 也
産業振興課	農林水産班副主幹	神 一 馬
健康福祉課	母子支援センター班長	今 千 恵
健康福祉課	福祉班長	千 島 裕 治
健康福祉課	健康推進班主任保健師	神 静
健康福祉課	地域包括支援センター 主任保健師	井 上 信 子
教育課	社会教育班長	伊 東 博 徳
教育課	社会教育班主幹	今 知 義



『鱒ヶ沢町男女共同参画推進プラン』策定の流れ

月 日	会 議 名	内 容
7月29日（金）	政策調整会議	・計画の趣旨、要領について説明
8月 5日（金）	第1回策定専門部会	・「策定専門部会設置要綱」について説明 ・プラン策定の趣旨、手段、スケジュールについて説明
9月 9日（金）	第1回策定担当者委員会	・「策定担当者委員会」の役割について説明 ・第1回策定専門部会内容の報告 ・策定担当者委員会の今後のスケジュール ・男女共同参画社会の現状と課題について（意見交換）
9月20日（火）	第2回策定担当者委員会	・洗い出した現状について（確認作業） ・体系の課題設定について（意見交換） ・体系の施策設定について（意見交換）
9月28日（水）	第3回策定担当者委員会	・国、県、他市町村の計画内容の報告 ・体系の設定課題について（確認作業） ・体系の設定施策について（確認作業）
10月 6日（木）	第2回策定専門部会	・第2～3回策定担当者委員会の概要報告 ・計画の体系（案）の内容説明
3月 5日（月）	第4回策定担当者委員会	・計画（案）全体の提示及び意見聴取
3月15日（木）	第3回策定専門部会	・第4回策定担当者委員会の概要報告 ・計画（案）全体の提示及び意見交換
3月下旬		・計画書の印刷製本、配布